別記様式第２２号（第２５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  | | | | | ９cm |  |
|  | | | | |  |
|  |  | 身分証明書  第　　　　　号 | | | | | | |
|  | 写真 |  |  | 所属  　　職名  　　氏名  　　年　　月　　日 | | |
| 押出スタンプ | |
| ６ | |  |  |
|  |  | 上記の者は、上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第３３条第１項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。  　　　　　　年　　月　　日  上三川町長　　　　　　　　　　印 | | | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例　　抜粋 |  |
| (立入検査等)  第３３条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  ２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。  ３　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 | | |